

西東京市障害者基本計画

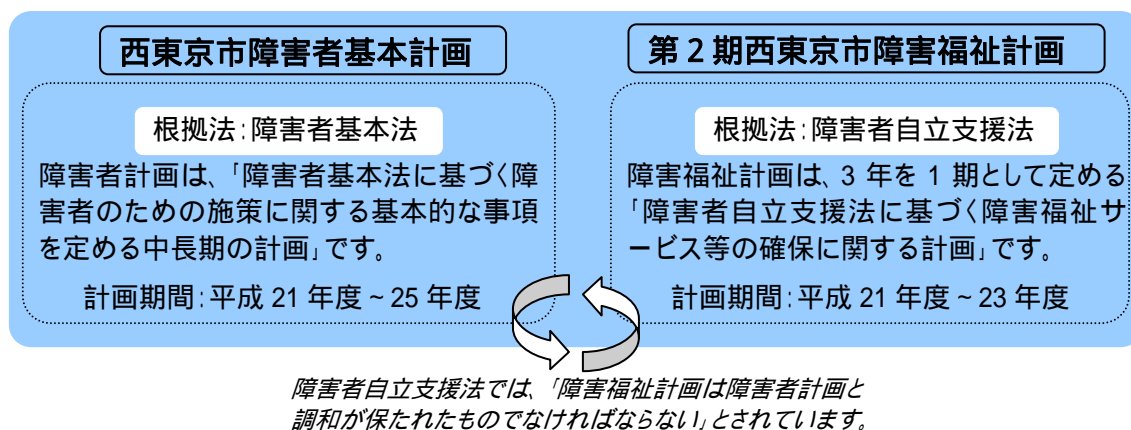
第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨・計画期間

本市では、平成16年度から平成25年度を計画期間とする「西東京市障害者基本計画」に基づいて、障害者施策を推進してきているところですが、同基本計画策定後には、障害者自立支援法が成立するなど、障害者福祉を取り巻く環境は大きく変化してきており、計画を見直す必要性が出てきました。また、平成20年度は計画5年目の中間年にあたり、あらかじめ計画を見直すこととしていました。

一方、障害者自立支援法は、市に「障害福祉サービスに関する計画（障害福祉計画）」の策定を義務付けており、本市においても、平成18年度中に「第1期西東京市障害福祉計画」を策定したところです。同福祉計画は計画期間が平成18年度から平成20年度と定められており、平成20年度中には第2期の計画を策定する必要があります。

以上のような背景から、本市では、障害者基本法を根拠とする「障害者計画」と、障害者自立支援法を根拠とする「障害福祉計画」を一体的に策定し、「西東京市障害者基本計画・第2期障害福祉計画」としてまとめることとしました。



【計画の期間】

	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
障害者基本計画			(前期) 障害者基本計画			(後期) 障害者基本計画				
第2期障害福祉計画			第1期障害福祉計画			第2期障害福祉計画				

【国・東京都・市の障害者福祉に関する主な動向】

年 月	内 容
平成 16 年 3 月	市 「西東京市障害者基本計画」策定
平成 16 年 5 月	「障害者基本法の一部を改正する法律」成立
平成 16 年 12 月	「発達障害者支援法」成立
平成 17 年 6 月	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」成立
平成 17 年 10 月	「障害者自立支援法」成立
平成 18 年 6 月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)成立
平成 18 年 6 月	「学校教育法等の一部を改正する法律」成立
平成 18 年 12 月	「教育基本法」の改正
平成 19 年 3 月	市 「第1期西東京市障害福祉計画」策定
平成 19 年 5 月	「東京都障害者計画(平成 19 年度改定)・第1期東京都障害福祉計画」策定
平成 19 年 9 月	「障害者権利条約」署名(日本)
平成 19 年 12 月	「重点施策実施5か年計画」決定(障害者施策推進本部)
平成 19 年 12 月	市 西東京市人にやさしいまちづくり条例」制定
平成 20 年 3 月	市 西東京市障害者基本計画(改定)・第2期障害福祉計画」策定

障害者基本法の改正により、障害を理由とする差別の禁止等が明示されました。

発達障害者に対する生活全般にわたる支援の促進等を図るための発達障害者支援法が制定されました。

障害福祉サービスを質・量共に充実すること等を目的とした障害者自立支援法が制定されました。同法の施行により、身体障害、知的障害、精神障害と障害の種別ごとにサービス提供のしくみが分かれていた状況を改め、市町村が一元的に福祉サービスを提供するしくみとなりました。

複数の障害に対応した教育を行うことができるよう特別支援学校の制度化等を行う学校教育法等が改正されました。

教育基本法が改正され、教育の機会均等に係る規定に障害者の教育に係る支援が盛り込まれました。

公共交通機関、道路、建築物等の一体的・総合的なバリアフリー化の促進等を内容とする高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が制定されました。

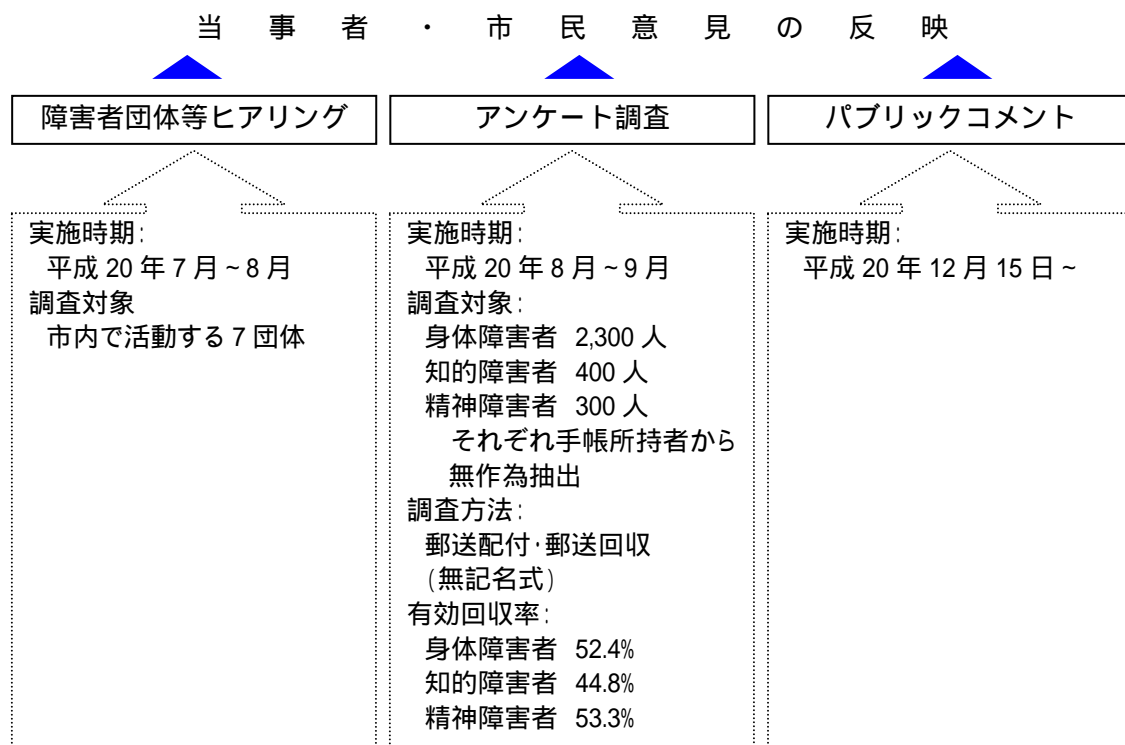
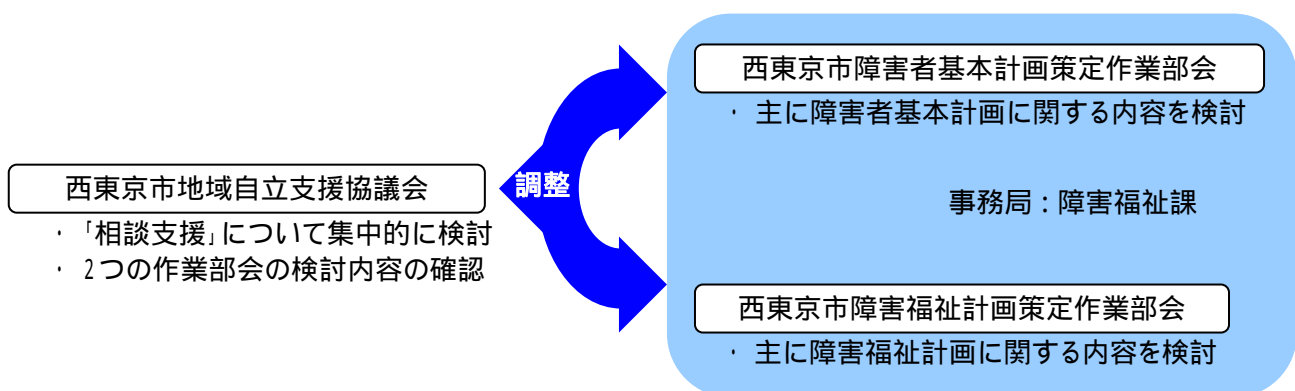
国連総会において、障害者権利条約が採択され、日本も署名しました。

2 計画策定の流れ

本計画のうち、障害者基本計画に係る部分については主に西東京市障害者基本計画策定作業部会で検討を進め、障害福祉計画に係る部分については主に西東京市障害福祉計画策定作業部会で検討を進めました。

また、西東京市地域自立支援協議会は、両作業部会からの検討内容の報告を受け、全体的な確認・調整を行うとともに、特に本市における相談支援体制について検討等を深めました。

その他、当事者・市民の意見を聴取するため、障害者団体等ヒアリング、障害者へのアンケート調査、パブリックコメントを実施しました。



3 障害者基本計画策定の視点

本市では、後半の 5 年間に前にした見直しを行う障害者基本計画を策定する際に、次の 5 つの視点を重視しました。

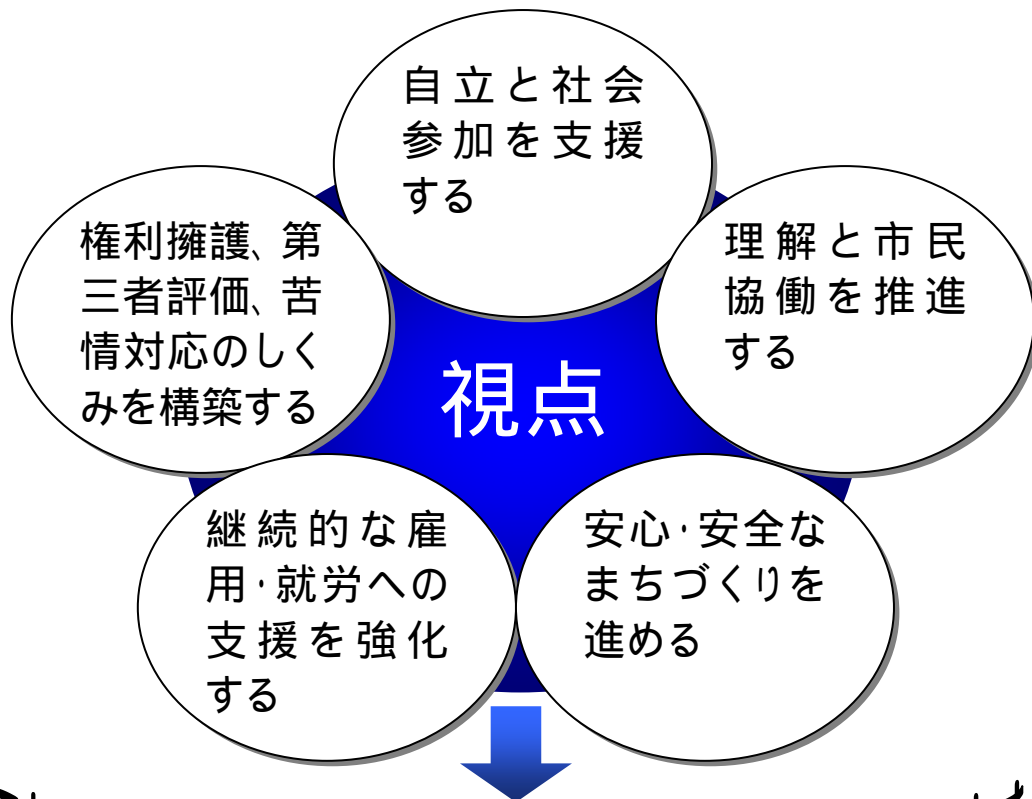
- 『 自立と社会参加を支援する 』
- 『 権利擁護、第三者評価、苦情対応のしくみを構築する 』
- 『 継続的な雇用・就労への支援を強化する 』
- 『 安心・安全なまちづくりを進める 』
- 『 理解と市民協働を推進する 』

なお、この 5 つの視点については、近年の障害者福祉の動向や「西東京市障害者基本計画」における計画策定の視点、西東京市障害者基本計画作業部会・西東京市障害福祉計画作業部会での議論の内容、アンケート調査の結果等を踏まえ、検討を進めたものです。

なお、以下の文中で「アンケート調査」と表記、またはグラフ・表を掲載している場合は、平成 20 年 8 月から 9 月にかけて実施した「身体障害者・知的障害者・精神障害者に対するアンケート調査」の結果を示しています。

計画の理念（平成 16 年度策定の西東京市障害者基本計画で設定）

障害のある、なし、あるいは障害の種類や程度にかかわらず、
地域社会全体から必要な支援を得ながら、
誰もが快適に暮らせるまちづくりを進める



これらの視点を踏まえて各種施策を具体的に進めていきます

具体的な施策は 35 頁から 56 頁

(1) 自立と社会参加を支援する

主体性・自立性をもった社会参加

どのように障害が重くとも、必要とする支援を受けながら地域でいきいきと暮らしていくことが自立につながることから、単に在宅サービスの量的・質的充実にも努めるだけでなく、障害のある人自身が主体性、自立性をもって積極的に社会に参加していけるように支援していくことが大切です。

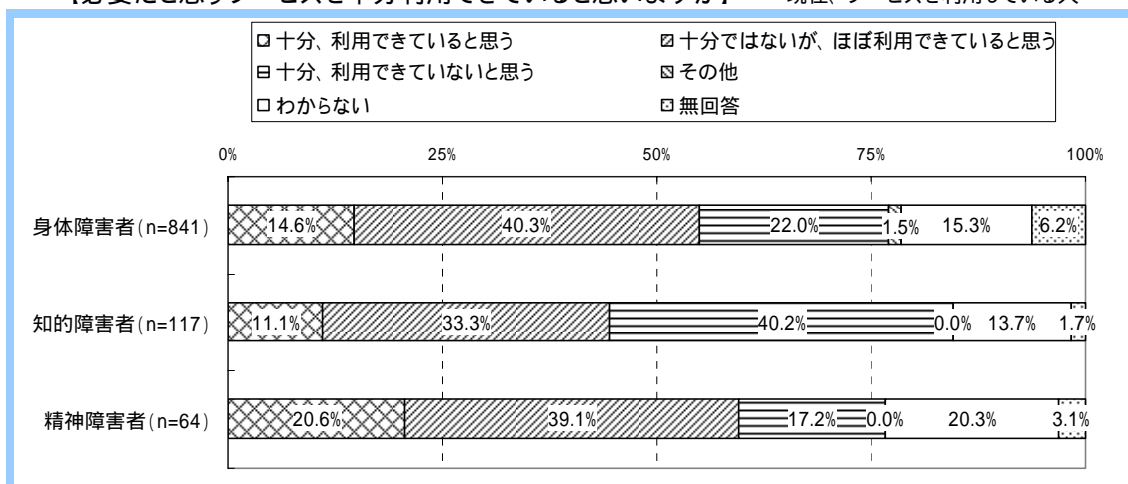
一人ひとりの状況に応じた支援

障害者施策は、高齢者施策や児童施策と異なり、範囲となるライフステージが広いことが特徴のひとつです。また、障害を有するようになる時期も、病気による障害、事故による障害、精神的な病気による障害、老化からの病気による障害など、原因によって様々です。そして、障害の種類や程度によって、支援の必要性や支援の内容は大きく異なるため、個々の障害の状況に対応したニーズを的確に把握し、一人ひとりの社会生活力を高めるきめ細かな支援を実施していく必要があります。

そのためには、第二期障害福祉計画の目標年度である平成 23 年度をめやすに、障害者自立支援法に基づくサービス等の市内における提供基盤の整備を進め、障害のある人が、自分に必要なサービスを選択し、受けることができる環境をつくっていくことが大切です。

アンケート調査結果では、必要なサービスを十分利用できていない理由として、多くの人が「どのようなサービスがあるかわからない」ことをあげており、今後はサービスの量・質の充実だけでなく、サービス内容の周知や利用に向けての支援等も積極的に進めていく必要があります。

【必要だと思うサービスを十分利用できていると思いますか】 現在、サービスを利用している人



【必要だと思うサービスを十分に利用できていない理由は何ですか(複数回答)】

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障害者 (n=173)	どのようなサービスがあるかわからないから 40.0%	支給要件に該当しないから 31.4%	自己負担が大きく、利用できないから 28.6%	利用の仕方がわからないから 27.6%	必要とするサービスがないから 23.8%
知的障害者 (n=47)	支給要件に該当しないから 25.5%	どのようなサービスがあるかわからないから 25.5%	利用の仕方がわからないから 25.5%	自己負担が大きく、利用できないから 17.0%	必要とするサービスがないから 14.9%
精神障害者 (n=11)	どのようなサービスがあるかわからないから 54.5%	自己負担が大きく、利用できないから 27.3%	支給要件に該当しないから 27.3%	利用の仕方がわからないから 27.3%	必要とするサービスがないから 9.1%

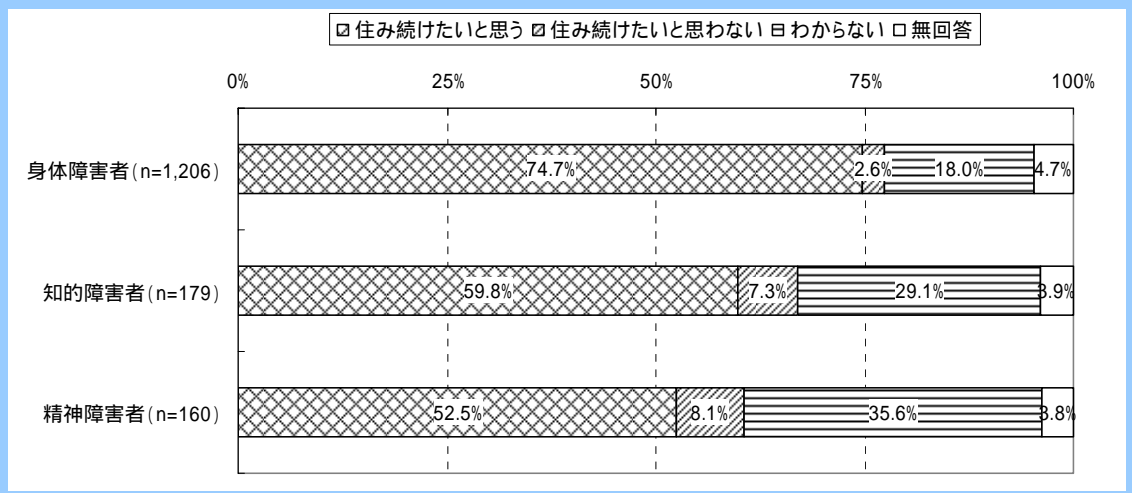
上位5項目のみ掲載

多様な暮らし方を選べるグループホーム等の整備

福祉施設から地域への移行を進めていくには、住まいの整備が大きな課題となります。障害のある人に配慮された住宅の確保や、グループホーム・ケアホームの整備が重要となってきます。

アンケート調査の結果では、身体障害者の75%、知的障害者の60%、精神障害者の53%が、今後も西東京市に住み続けたいと考えていることがわかります。今後は、本市内において、自分の生活スタイルにあわせた多様な暮らし方を選べるよう、地域での自立生活を重視した、グループホーム・ケアホーム等の整備を進めていく必要があります。その際には、単にホームを設置するだけでなく、障害の状況や暮らしの形態に応じた様々な支援が受けられるよう、一人ひとりを丁寧に支えていく体制を整えていくことが大切です。

【今後も西東京市に住み続けたいと思いますか】



【将来(今後)、あなたはどこで暮らしたいと思いますか】

	自宅で暮らしたい	ケアホームで暮らしたい	グループホームで暮らしたい	施設に入所して暮らしたい	病院に入院して暮らしたい	その他	わからない
身体障害者 (n=1,206)	76.8%	1.0%	1.7%	4.9%	1.1%	1.2%	5.3%
知的障害者 (n=179)	50.3%	7.3%	16.8%	10.6%	0.6%	1.7%	9.5%
精神障害者 (n=160)	78.1%	1.9%	2.5%	1.9%	1.9%	3.1%	5.0%

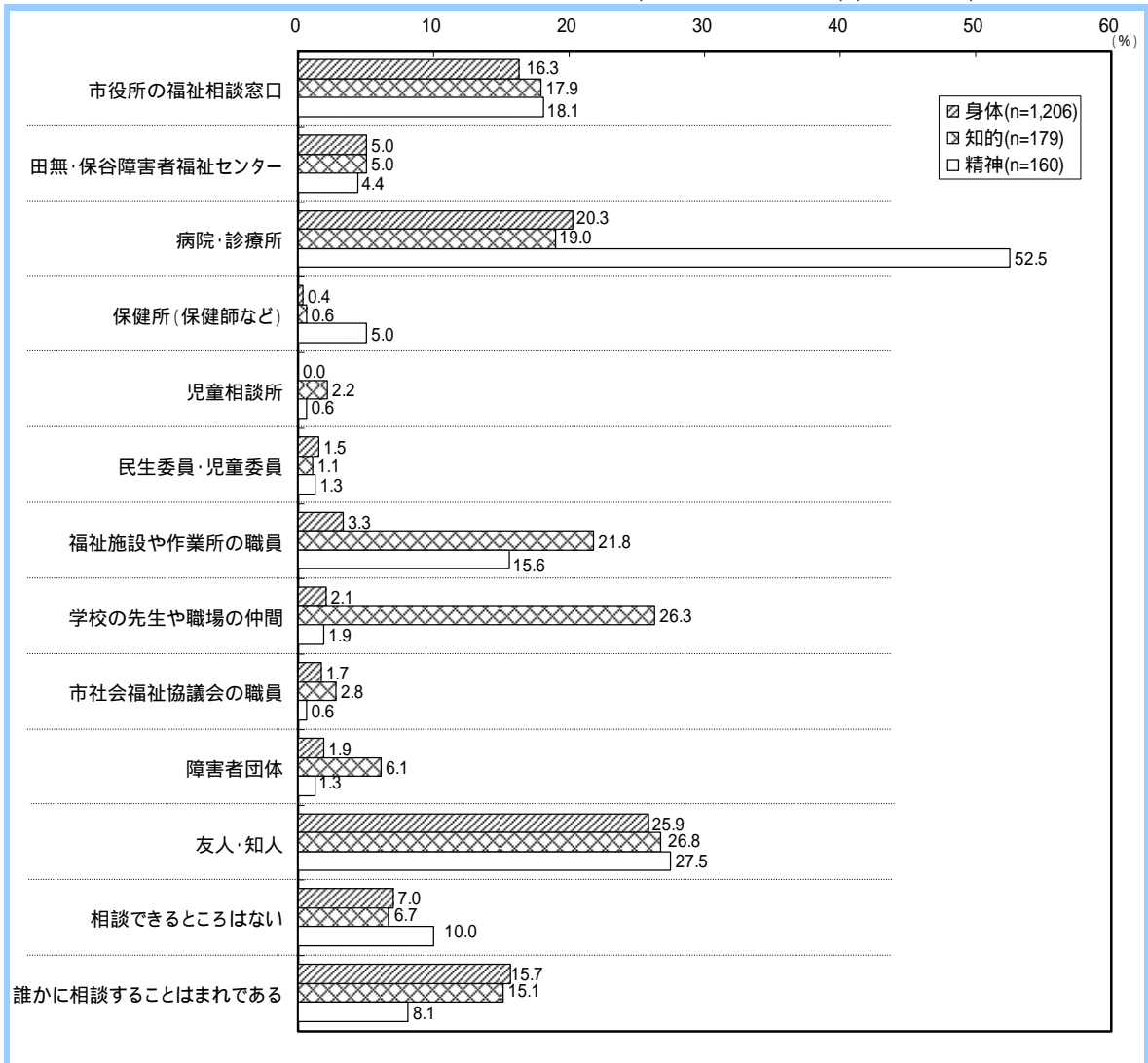
無回答は省略

ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援

障害のある人やその家族が抱える様々な問題についての相談支援体制を整備することは、地域での自立した生活を支えていくためにとっても大切です。その際には、ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援が図られるよう、各種関係機関が連携・協力し、西東京市の実情にあったネットワークを構築していくことが大切です。本市における相談支援事業については、平成 19 年度に設置された西東京市地域自立支援協議会において、具体的な検討が進められています。

アンケート調査の結果では、身体障害者と知的障害者では約 7%、精神障害者では 10%の人が「相談できるところはない」と回答しており、これらの方々に対しては、様々な相談機関や相談方法があることについての周知、情報提供を行っていくなど、孤独化を回避する方法についても検討していく必要があります。

【悩みごとや心配ごとをどこに相談していますか(家族・親せき以外)(複数回答)】



必要な情報が、その情報を必要とする人に確実に届くために

情報の収集・利用などに大きな支障のある聴覚障害者や視覚障害者に対して、コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化を進める必要があります。また、知的障害者本人にも大切な情報がきちんと伝わるよう、情報提供や表示の方法などについても工夫が必要です。

【福祉サービスなどの情報を主にどこから得ていますか(複数回答)】

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障害者 (n=1,206)	市の広報紙 60.2%	都の広報紙 16.1%	テレビ、ラジオ、新聞 16.1%	病院、診療所 13.0%	友人、知人 10.8%
知的障害者 (n=179)	市の広報紙 50.3%	学校、職場、施設 31.3%	友人、知人 27.9%	家族、親せき 20.7%	障害者団体 13.4%
精神障害者 (n=160)	病院、診療所 43.8%	市の広報紙 41.9%	友人、知人 12.5%	都の広報紙 10.6%	家族、親せき 10.6%

上位5項目のみ掲載

(2) 権利擁護、第三者評価、苦情対応のしくみを構築する

サービス利用者を総合的にサポートする体制

支援費制度から障害者自立支援法と、法律や制度が変わっていく中、利用者が安心してサービス事業者を選択するためには、判断に必要な的確な情報が提供されるとともに、契約締結の支援や苦情対応、権利侵害の相談など、利用者を総合的にサポートする環境を整えることが大切です。

特に、障害者ケアマネジメントの手法を積極的に活用しながら、相談や情報提供などの体制について十分に検討し、本市の状況に即した各種支援策を実施していくことが必要です。また、あわせてケアマネジメント従事者の養成を図るとともに、障害のある人の生活全般に及ぶサービスが一体的・総合的に提供されるよう、関係部署・関係機関等の連携を強化していくことが大切です。

サービスの質の向上と苦情解決

事業者が提供するサービスの内容や質に加え、事業や組織経営の状態など、外から見えにくい部分も含めて、第三者が客観的に評価を行い、評価結果を公表するしくみである第三者サービス評価システムを、市内においても確実に進めていく必要があります。

福祉サービスの利用に関する苦情は、事業者が苦情相談窓口を設け、利用者と事業者の話し合いで解決することが原則ですが、利用者と事業者の話し合いで解決できないことや、事業者には言えない苦情や不満などもあることから、本市では関連機関と連携して保健福祉サービス苦情調整委員会（西東京市社会福祉協議会「権利擁護センター・あんしん西東京」に設置）が問題解決に向けて調整を行うなどの対応も行っています。今後も引き続き、サービス利用者が、苦情や不満を言いやすい、また相談しやすい環境を整えていくことが必要です。

権利擁護の視点

障害のある人の中には、十分な自己決定や意思表示が困難な場合があり、結果として人権や財産に侵害を受けることがあるため、権利擁護体制の確立や相談体制の充実が求められます。特に、立場が弱い人の権利を、断片的ではなく総合的に支援する体制を築いていく視点が必要です。

本市では、知的障害者や精神障害者など、判断能力が不十分な人の相談窓口として、また、成年後見制度の普及・活用を進めていくため、「権利擁護センターあんしん西東京」を設置していますが、今後はセンターのさらなる活用に向けた方策の検討を進めていくことも必要です。

障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約である障害者権利条約が、国連において採択されました。我が国もこの条約に署名しています。

【障害者権利条約】

障害者権利条約は、平成 18 年 12 月、第 61 回国連総会において採択され、我が国は平成 19 年 9 月に署名しています。

この条約は、固有の尊厳、個人の自律及び自立を尊重すること、差別されないこと、社会に完全かつ効果的に参加すること等を一般原則とするとともに、障害を理由とするいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを締約国の一般的義務としつつ、障害のある女子及び児童を含む障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、これらの人権及び基本的自由を確保し、及び促進するための措置を締約国がとること等を定めています。

(平成 20 年度版障害者白書より)

(3) 継続的な雇用・就労への支援を強化する

西東京市就労支援センターを中心とした就労支援策の充実

雇用・就労は、障害のある人の自立・社会参加のための重要な柱の一つです。今後も引き続き、障害のある人がその適性と能力に応じて、可能な限り雇用の場に就くことができるよう、企業の理解と協力を求めるとともに、公共職業安定所等雇用関係機関の実施する支援策を活用しながら、障害者の雇用を積極的に進めていく必要があります。

本市では、「西東京市就労支援センター」を中心に就労支援を進めており、平成19年度には、登録者数72名のうち42名が一般就労に結びついています。今後も、「西東京市就労支援センター」を中心に、一人ひとりの障害の状況に応じたできる限りきめ細かな就労支援体制を構築していくことが大切です。

【西東京市就労支援センター「一歩」の活動状況】

- ・ 登録者 84名(平成20年6月23日現在)
- ・ 就労支援・生活支援実績

就労支援	職業相談(就労全般)	55件
	就職準備支援(適性、能力の把握、就労意欲や職業能力の向上等)	70件
	職場開拓件数(独自の職場開拓)	0件
	職場実習(通勤援助、職務分析等)	3件
	職場定着支援(契約内容相談、定期的訪問等)	59件
	離職支援(諸手続き、調整等)	11件
生活支援	日常生活支援(出勤準備、通勤生活リズムの調整等)	18件
	不安や悩みの解消(対人関係相談、福祉サービス利用援助等)	5件
	豊かな社会生活を築くための支援(余暇の過ごし方、金銭の使い方等)	29件
	将来設計相談(自活、結婚、出産等自己選択・自己決定に関する相談)	0件

【働くためにはどのような環境が整っていることが大切だと思いますか(複数回答)】

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障害者 (n=1,206)	健康状態にあわせた働き方ができること 45.0%	自分の家の近くに働く場があること 41.0%	障害のある人に適した仕事が開発されること 34.0%	事業主や職場の人たちが、障害者雇用を理解していること 33.5%	就労の場をあっせんしたり相談できる場が整っていること 31.7%
知的障害者 (n=179)	障害のある人に適した仕事が開発されること 67.6%	事業主や職場の人たちが、障害者雇用を理解していること 62.0%	就労の場をあっせんしたり相談できる場が整っていること 56.4%	自分の家の近くに働く場があること 53.1%	介助者と一緒に働けること 50.3%
精神障害者 (n=160)	健康状態にあわせた働き方ができること 64.4%	事業主や職場の人たちが、障害者雇用を理解していること 52.5%	自分の家の近くに働く場があること 48.8%	障害のある人に適した仕事が開発されること 43.8%	就労の場をあっせんしたり相談できる場が整っていること 38.1%

上位5項目のみ掲載

一人ひとりの状況にあった就労機会

障害のある人すべてが一般雇用の場で働くことをめざすのではなく、その人の適性と能力に応じて、可能な限り就労の機会を得ることができるよう、様々な就労の場を整備していくことが望まれます。

障害者支援施設等における就労については、工賃水準の向上を図ることも大切であり、本市においても、公共調達における競争性及び公正性の確保に留意しつつ、福祉施設の受注機会の増大に努めていく必要があります。

(4) 安心・安全なまちづくりを進める

バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくり

公共交通機関や建築物などの物理的な障壁、障害のある人は特別な存在であるという意識上の障壁、視覚障害者や聴覚障害者などが必要な情報を得られないといった情報面での障壁など、すべての障壁を除去（バリアフリー化）し、障害のある人もない人も同じように、あらゆる分野で自由に、思ったとおりに活動できるまちづくりを進めていくことが大切です。

また、まちづくりを進めていく際には、特定の障害に対応した障壁の除去だけでなく、あらかじめ誰にとっても快適な環境をつくるというユニバーサルデザインの考え方をもつことが大切です。

アンケート調査の結果では、外出の際に困っていることでもっとも多くあげられているのは、身体障害者では物理的な障壁に関する項目ですが、知的障害者や精神障害者では、周囲の人とのコミュニケーションの難しさが、外出を妨げている要因となっていることがわかります。誰にもやさしい福祉のまちづくりを進めていくには、ハード面だけでなく、ソフト面も含めて、総合的に考えていくことが必要です。

【外出の際に困っていることは何ですか(複数回答)】

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障害者 (n=1,206)	歩道が狭く、歩道に段差が多い 29.5%	建物などに階段が多く、利用しにくい 22.2%	道路に放置自転車などの障害物が多く、歩きにくい 18.8%	電車やバスなどの交通機関を利用しづらい 17.0%	障害者用のトイレが少ない 13.6%
知的障害者 (n=179)	他人との会話が難しい 31.3%	歩道が狭く、歩道に段差が多い 16.2%	電車やバスなどの交通機関を利用しづらい 15.6%	まわりの人の手助け・配慮が足りない 14.5%	付き添ってくれる人がいない 12.3%
精神障害者 (n=160)	他人の視線が気になる 29.4%	他人との会話が難しい 18.8%	付き添ってくれる人がいない 9.4%	まわりの人の手助け・配慮が足りない 5.6%	-

上位5項目のみ掲載

【バリアフリーとユニバーサルデザイン】

バリアフリー： 障害のある人などが社会生活していく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いですが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁など、すべての障壁の除去という意味でも用いられます。

ユニバーサルデザイン： バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

災害時における要援護者対策

地震や集中豪雨等の災害時における要援護者対策の不安も聞かれており、自力避難の困難な障害のある人等に対する防災知識の普及や、災害時の適切な情報提供・避難誘導等の体制の整備など、災害時要援護者対策を十分に検討・構築し、安全で安心して暮らせる地域を作っていくことが大切です。

特に、地域における災害時要援護者の状況を的確に把握することは大きな課題となっており、今後、プライバシーに配慮した情報収集方法や情報の活用方法について、具体的に検討を進めていく必要があります。本市では、平成20年5月に「西東京市災害時要援護者登録制度に関する庁内検討会」を設置し、災害時要援護者の対応について検討を進めています。

アンケート調査の結果では、必要な対策として「避難しやすい避難所の整備」、「日頃から避難方法のアドバイスや情報提供を行う」、「地域で助け合える体制を整備する」等が多くあげられています。

【災害に備えて、または災害時に、どのような対策が必要だと思いますか(複数回答)】

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障害者 (n=1,206)	避難しやすい避難所を整備する 47.1%	避難時の障害者用設備を配置する 37.2%	日頃から避難方法のアドバイスや情報提供を行う 31.8%	地域で助け合える体制を整備する 29.7%	緊急通報システムを整備する 28.0%
知的障害者 (n=179)	避難しやすい避難所を整備する 58.1%	日頃から避難方法のアドバイスや情報提供を行う 42.5%	地域で助け合える体制を整備する 41.3%	避難時の障害者用設備を配置する 40.2%	避難時の介助人などを確保する 39.1%
精神障害者 (n=160)	避難しやすい避難所を整備する 50.0%	日頃から避難方法のアドバイスや情報提供を行う 41.3%	地域で助け合える体制を整備する 32.5%	緊急通報システムを整備する 25.6%	避難訓練等への参加ができるようにする 13.8%

上位5項目のみ掲載

消費者トラブル（悪質商法等）の防止

「障害者白書（平成 20 年版）」によれば、全国の消費生活センターと国民生活センターに寄せられた「知的障害のある人、精神障害のある人、認知症高齢者等が契約当事者である相談」は、平成 11 年度以降、17 年度まで増加傾向にあります。

アンケートの調査の結果では、身体障害者の 5.3%、精神障害者の 7.5% が「振り込め詐欺にあった、あるいはあいそうになった」と回答しており、本市においても障害のある人の消費トラブルの防止について、有効な対策を検討していく必要があります。

【悪質な訪問販売や振り込め詐欺等があったこと、あいそうになったことはありますか。（複数回答）】

	身体障害者 (n=1,206)	知的障害者 (n=179)	精神障害者 (n=160)
不当に高額あるいは不必要な住宅リフォーム工事をされた(されそうになった)	3.0%	-	6.3%
訪問販売で高額な商品(ふとん、呉服、栄養食品など)を買わされた(買われそうになった)	4.6%	3.4%	4.4%
支払い能力を超える多額のクレジット債務やサラ金債務を負担させられた(負担されそうになった)	0.7%	-	0.6%
知らないあいだに借金の保証人にされていた	0.2%	-	1.3%
振り込め詐欺にあった(あいそうになった)	5.3%	0.6%	7.5%

(5) 理解と市民協働を推進する

まずは市民の理解・協力

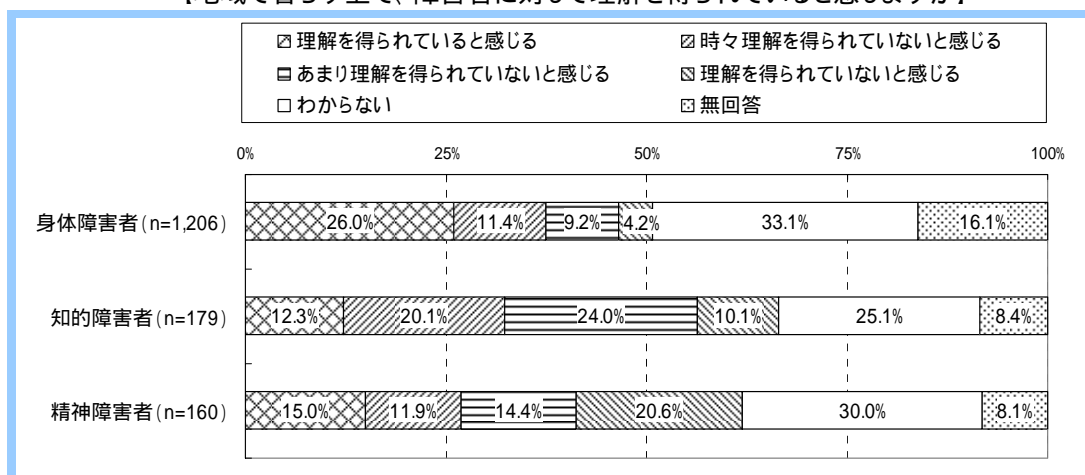
障害のある人たちが、当たり前地域（西東京市）で暮らしていくためには、市民一人ひとりが障害や障害のある人のことをよく知った上で、理解や行動をしていくことが大切です。

学校教育において、福祉についての正しい理解を深めることは重要なことであり、学習指導要領においても福祉に関する指導を進めることが示されています。本市においても、こどもの頃から、障害のある人たちに対する差別や偏見といった「こころ」の中にある障壁（バリア）をとりはらう心のバリアフリーを進めていくことが大切です。

アンケート調査の結果では、身体障害者の4.2%、知的障害者の10.1%、精神障害者の20.6%が、地域で暮らす上で「理解を得られていないと感じる」と回答しており、今後もいままで以上に、障害や障害のある人に対する正しい知識や情報の普及を進めていく必要があります。

国は、毎年12月3日から12月9日までの1週間を「障害者週間」と定め、障害や障害のある人に対する国民の関心、理解を深める多彩な行事の開催や広報・啓発活動を行っています。本市においても、障害者週間に限らず、様々な機会を活用し、広報・啓発活動を積極的に進めていくことが求められます。

【地域で暮らす上で、障害者に対して理解を得られていると感じますか】



社会資源をできるだけ活用

障害のある人本人の意思を尊重した地域生活を実現するためには、地域の様々な社会資源を活用した総合的な支援が必要になります。物的資源としては保健・医療資源、社会福祉資源、教育資源、職業関連資源などがあります。また、人的資源としては、ホームヘルパー等の介助に関わるものや、自主的な活動としてのボランティア団体等があります。行政は、地域の福祉サービスに対するニーズを把握し、地域の様々な社会資源から地域に必要なサービスが提供されるよう計画的に誘導していく役割を担っています。

地域の実情に即したきめ細かなサービスを提供するためには、NPO や地域住民団体との連携・協力による協働が求められます。また、当事者である障害者やその家族も含めた市民一人ひとりが自分の役割と責任を自覚して主体的に取り組むことにより、より西東京市らしいサービス体制を構築することができるものと思われます。

本市では、西東京市社会福祉協議会が実施主体となっていて行っている「ふれあいのまちづくり事業」など、既に地域に根ざした活動が活発に行われており、作業所等が行ってきた地域との連携を深める活動なども含め、今後も積極的に西東京市らしい活動を行政も市民も応援していくことが望まれます。

市民にできること、市民の役割

障害のある人に対して、直接サービスを提供すること以外にも、市民の果たせる多くの役割があります。子どもの頃から障害のある人との交流の機会を広げ、また、ボランティア活動等を通じて交流等を進めることは、障害や障害のある人に対する理解を深めることになり、ノーマライゼーションの実現の第一歩になります。

日常生活の様々な場面で支援を受ける側になった市民も、支援をする側になった市民も同様に、ノーマライゼーションを実現する意識を持ち、相互に理解を深めながら、それぞれができることに一つずつ取り組んでいくことも、市民が果たすことのできる役割といえます。

西東京市民の地域活動については、市が策定する「地域福祉計画」や西東京市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」に基づき、今後さらに発展していくと思われますが、その際には、様々な活動の中に、障害のある市民が当たり前に参加できるようにしていくことが望まれます。

発達障害や高次脳機能障害などへの理解

発達障害や高次脳機能障害などについては、まだ十分な理解が得られず、誤解や偏見もみられることから、正しい知識の普及等、一層の理解促進に努めていくことが必要です。

発達障害や高次脳機能障害は、従来の施策では十分な対応がなされていません。また、まだ専門家が少なく、地域における関係者の連携も不十分であり、支援体制が十分整っているとは言えない状況です。本市単独で十分な支援体制を築くことは難しい面もありますが、今後は、本市における発達障害者(児)や高次脳機能障害者の実情の把握に努め、東京都あるいは近隣市と連携しながら本市における支援策を検討していく必要があります。

【主な発達障害の定義】

発達障害とは、発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

自閉症の定義(平成 15 年 3 月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より作成):自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

高機能自閉症の定義:自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

学習障害(LD)の定義(平成 11 年 7 月の「学習障害児に対する指導について(報告)」より抜粋):学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

注意欠陥多動性障害(ADHD)の定義(平成 15 年 3 月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より抜粋):注意欠陥多動性障害とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能障害があると推定される。

(平成 20 年版障害者白書より)

【高次脳機能障害】

外傷や脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症等として記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等有する障害です。

なお、東京都が平成 19 年 10 月に実施した「高次脳機能障害者実態調査結果」の報告書によれば、都内の高次脳機能障害者は 49,508 人と推計されています。